

## ケース II D

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐震基準に適合させる場合（新耐震基準に適合させる場合も含む。）

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させ、かつ、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認する。
- ③構造上分離された既存部分について、耐震診断基準（※4）によって地震に対して安全な構造であることを確認すること（新耐震基準（※5）に適合させることで、地震に対して安全な構造であることを確認することもできる）。
- ④構造上分離された既存部分について、地震以外に対し、構造耐力上安全であることを確認すること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

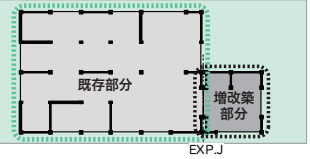
※4 耐震診断基準とは、平18国交告第185号に定める基準のことをいいます。

※5 新耐震基準とは、昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）のことをいいます。

#### (2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

【増改築部分】構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(1)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合し、かつ、構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合し、かつ、構造計算によって、構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書が必要になります。仕様規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

また、構造計算によって、構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書については、ケースⅡ C 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (3) 既存部分の地震に対する安全性の確認について、耐震診断基準(①)によるか、又は新耐震基準(②)に適合させるかの、いずれかが必要になります。

構造上分離された既存部分の地震に対する安全性の確認方法については、ケースⅡ B 2.(3)を参照して下さい（本項では解説を省略します。）。

### (4) 既存部分の地震以外に対する安全性を確認したことを示す図書

構造上分離された既存部分について、構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。当該構造計算書等については、ケースⅠ B 2.(3)②を参照してください（本項では解説を省略します。）。

## ケース II E

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の上部構造は、現行の仕様規定に適合させる場合

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

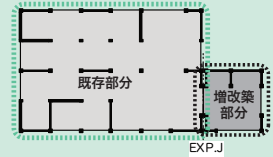
構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号ロ、平17国交告第566号第2）

- ①構造上分離された既存部分の基礎は耐久性等関係規定に適合し、その補強方法について、大臣の定める基準（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 大臣が定める基準とは、平17国交告第566号第2に定められている、基礎の補強方法に関する基準のことをいいます。
- ※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 構造上分離された既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合する構造方法であることを示す図書

構造上分離された既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合していることを示す図書が必要になります。

既存の基礎が耐久性等関係規定に適合していることを示す図書は、ケースⅠ A 2. (1) ②を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

基礎の補強方法について大臣が定める基準に適合していることを示す図書は、ケースⅠ C 2. (1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書は、ケースⅡ A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

## ケース

### Ⅲ

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/20 以下かつ 50㎡以下
一体／分離：構造上一体となるか、又は独立するかを問わない
適用ケース：既存部分の危険性を増大させずに、増改築を行う場合

## 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

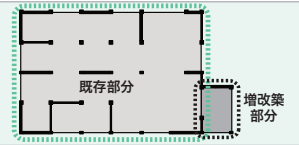
構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第二号）

- ①増改築部分について、現行の仕様規定（※2）に適合させること。
- ②既存部分について、構造耐力上の危険性が増大しないこと。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。



## 2. 主な緩和条件適合図書

### (1) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分について、以下の現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書は、ケースⅠA2.(3)を参照してください(本項では解説を省略します。)

### (2) 既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない増改築であることを示す図書

既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とする必要があります。危険性が增大する構造方法としては、例えば、増築することによって耐力壁の充足率が低下する場合や、耐力壁のバランスが悪化する場合などが考えられます。既存部分の構造耐力上の危険性が增大する増改築ではないことを、図書に明示する必要があります。



## 5 参考事項

### 5- (1) シックハウス対策について

#### ①既存建築物におけるシックハウス関係規定の考え方

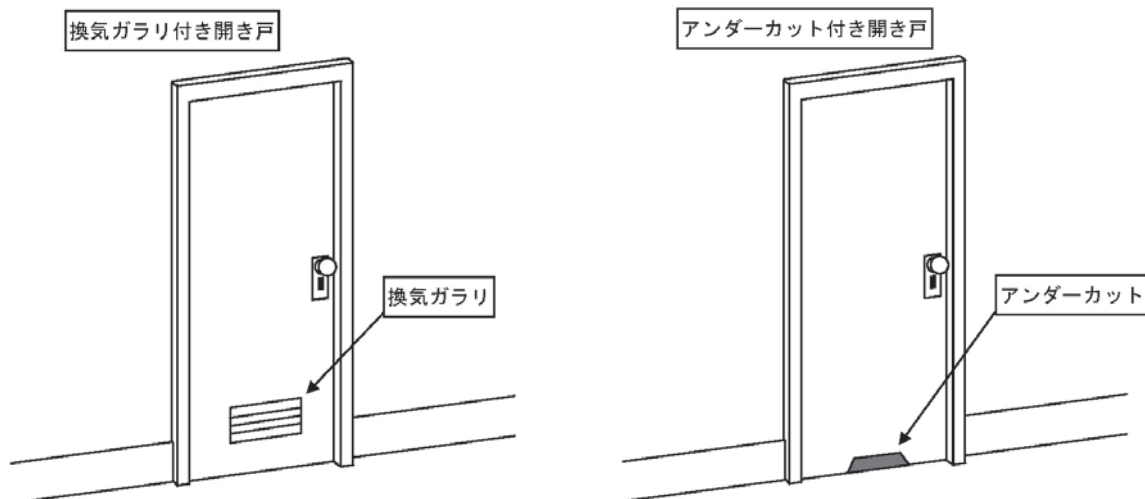
シックハウス関係規定（法第 28 条の 2 第三号）については、増改築部分と既存部分が換気計画上一体として扱われるかどうかによって、既存部分への遡及適用の有無が変わります。個別の計画が換気計画上一体として扱われるかどうかについては、具体的には、増改築部分と既存部分との境界に設けられる建具が「通気が確保される建具」に該当するかどうかによって判断されます。

シックハウス関係規定は平成 15 年 7 月 1 日から施行されたものであるため、それ以前に建てられた住宅の場合は、法第 28 条の 2 第三号の規定について既存不適格となっている可能性があります。特に、機械換気設備の義務付け（いわゆる 24 時間換気システム）に関しては、平成 15 年 6 月 30 日以前に建てられた住宅の場合、現行の技術的基準に適合していないことが想定されるため、注意が必要です。

「通気が確保される建具」としては、建具の四周などに十分な隙間があったり、ガラリなどが設置されているものとして、具体的には以下のようなものが想定されます。

- ・換気ガラリ付き開き戸（ドア）
- ・アンダーカット付き開き戸（ドア）
- ・折れ戸
- ・引き戸
- ・ふすま
- ・障子

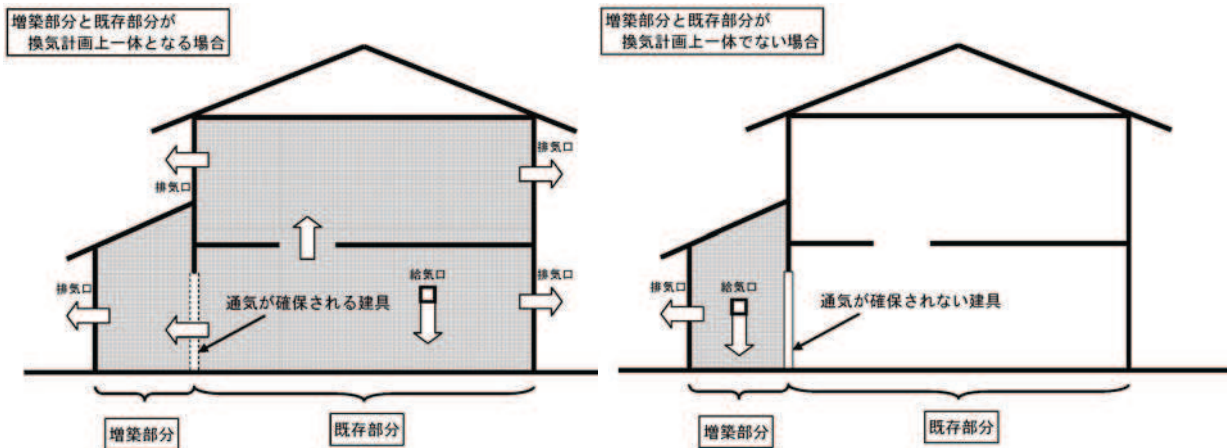
#### ※通気が確保される建具のイメージ図



② 既存建築物におけるシックハウス関係規定の適用

増改築部分と既存部分が、換気計画上一体となっているかどうか（具体的には、それぞれの部分の境界に「通気が確保される建具」が用いられているかどうか）によって、以下のとおり、基準の適用関係が変わります。

	換気計画上一体となる場合 (通気が確保される建具が用いられる場合)	換気計画上一体でない場合 (通気が確保される建具が用いられない場合)
増改築部分	シックハウス対策が必要	シックハウス対策が必要
既存部分	シックハウス対策が必要	シックハウス対策が不要



ここでいうシックハウス対策とは、一般的には、換気回数 0.5 [回/h] を確保できる 24 時間換気システムの設置 (令第 20 条の 8) のこととなります。

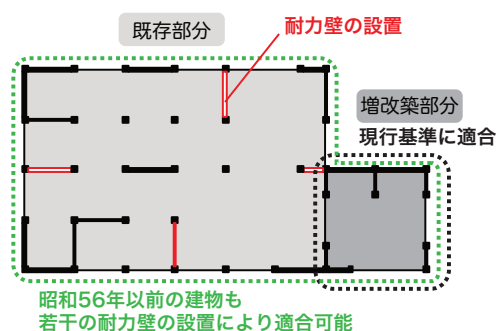


## 5- (2) 昭和 56 年以前に建てられた木造住宅（在来工法）の増改築について

地震力に対する必要壁量の算出で床面積に乗じる数値が、昭和 56 年の政令改正（新耐震基準のスタート）により増えていますが、昭和 56 年より以前に建てられた住宅でも、令第 42 条、第 43 条、第 46 条に適合すれば、適法に増改築することが可能です。また、改正前後で壁倍率は異なっても、必要壁量を満たすような若干の増設により、適法な増改築が可能となります。

地震に対する必要壁量の変遷（単位：cm/m<sup>2</sup>）

制定または改正	建築物の種類	2階建	
		1階	2階
1950年	屋根および壁の重い建築物	12	16
	屋根の軽い建築物	8	8
1959年	屋根および壁の重い建築物	15	24
	屋根の軽い建築物	12	21
1981年	屋根および壁の重い建築物	15	33
	屋根の軽い建築物	11	29



## 5- (3) 同一敷地内に別の建築物がある場合について

同一敷地内に、別の建築物として建てられている既存の勉強部屋や物置、車庫等については、申請に係る建築物以外の別の建築物として取扱われるため、単体規定への適合を確認するための図書は、必要とされません。

## 5- (4) 桝組壁工法・木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築について

桝組壁工法（2×4）及び木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築に際して、パターンⅠA又はパターンⅡAを適用する場合、平13国交告第1540号（桝組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件）一号から十号までの規定に適合することを確認することによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができます。

（注） 桝組壁工法の構造安全性の確認に当たっては、(社)日本ツーバイフォー建築協会発行の最新版の桝組壁工法建築物設計の手引き及び構造計算指針などが参考となります。

## 5 - (5) 建築基準法令の規定の主な改正経緯

	対象となる規定		昭和34年 1月1日	昭和34年 12月23日	昭和44年 5月1日	昭和46年 1月1日	昭和56年 6月1日	平成12年 6月1日	平成13年 4月1日	平成15年 7月1日
	法律	政令								
基礎	第20条	第38条				一体の布基礎の義務化／異なる構造方法の基礎の併用禁止	軟弱地盤における無筋コンクリートの基礎の禁止	構造方法の明確化		
柱		第43条		小径寸法の強化						
壁量		第46条		必要壁量強化		風に対する必要壁量の新設	必要壁量強化	釣合いの良い配置方法の明確化		
継手・仕口		第47条				ボルト締の座金の義務化	柱補強の義務化	緊結方法の明確化		
浄化槽	第31条	第32条			構造基準の制定		構造基準の改正		単独処理浄化槽の撤廃	
内装制限	第35条の2	第128条の4				火気使用室				
階段	第36条	第25条						手すりの設置の義務化		
換気設備	第28条の2	第20条の8								シックハウス対応基準の制定
	第36条	第112条	風道の防火カバー要求							
		第129条の2の6				構造基準の制定				
給排水設備	第36条	第129条の2の5	技術基準の制定		区画貫通部への不燃材料要求	飲料水・排水配管の技術基準の制定		飲料水・排水配管の技術基準の改正		

